

## 就学確認及び通学校確認書

### 1、義務教育について

保護者には、子どもを就学させる義務があります。

日本国籍を有している児童生徒は原則として日本の公立学校または認可の学校に就学させなければならず、保護者に対して「就学させる義務」が法律でもうたわれています。インターナショナルスクールまたはフリースクール等のいわゆる民間教育施設への就学は、現行制度では学校教育法第1条に定める学校への就学とは異なり、就学義務を履行していることにはなりません。また、就学義務違反は罰則の対象になります。

### 2、進級・卒業認定について

公立学校での出席取扱は「長期欠席」として扱われ、進級および卒業認定は当該年度の学校長の判断になります。

民間施設へ通学する場合でも公立学校での在籍はなくなりません。お子様には他の児童生徒と同じようにクラス・学級担任配置があります。中学校を卒業できなかった場合は、国が行う「中学校卒業程度認定試験」を受験の上、高等学校へ進学することになります。

※ただし、以下の要件を満たす場合には、指導要録上の出席扱いについて配慮する事ができます。

- (1) 通学する施設における指導等が、日本の義務教育制度を前提としたものであること。
- (2) 施設への入所が学校への復帰を前提としていること。かつ、指導内容が児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。
- (3) 施設、保護者、学校の間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

### 3、公立学校とのつながりについて

教科書の給与を受けることができます。

義務教育で使用される教科書は無償給与です。教科書の給与は、指定学校を通して受ける事ができます。

## 4、お子様の通学校の確認について

児童・生徒名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : 平成・令和 年 月 日

保護者との続柄 : \_\_\_\_\_

指定校・学年 : 宜野湾市立\_\_\_\_\_学校 第\_\_\_\_\_学年

児童生徒の国籍 : \_\_\_\_\_

通 学 校 : \_\_\_\_\_

上記の学校に通学する理由 :

---

---

---

---

以上の内容について確認し、届出します。

- 上記内容（通学校等）に変更がある場合は、宜野湾市教育委員会、学務課へ「就学確認及び通学校確認書」の再提出をします。

宜野湾市教育委員会 教育長 殿

年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 ( )

連絡先 \_\_\_\_\_

(職員チェック欄)  身元確認（免許証・保険証・その他） 確認者サイン \_\_\_\_\_